

令和6年度所定疾患施設療養費の公表

入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患（以下に記載）を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることとなりました。

厚生労働省が定める基準に基づき、昨年度の当施設における所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

対象となる所定の疾患	
1.	肺炎
2.	尿路感染症
3.	带状疱疹
4.	蜂窩織炎

上記により治療を必要とする状態になった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射処置などを行なわれる場合に算定します。また 1 回に連続する 10 日を限度とし、月 1 回に限り算定をします。

診断名、診断を行なった日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載します。

請求に際して、診断、行なった検査、治療内容等を記載します。

疾患別の主な治療内容

投薬、検査、注射、処置等の内容

肺炎	聴診、血液検査、血中酸素濃度の測定、抗生剤の点滴注射、内服、水分補給（点滴、経口補水）、喀痰吸引など診察結果をもとに必要な治療を行っています。
尿路感染症	尿検査、血液検査、抗生剤の点滴注射・内服、バルンカテーテル留置、水分補給（点滴、経口補水）など診察結果にをもとに必要な治療を行っています。
带状疱疹	抗ウィルス剤の点滴注射、軟膏塗布など診断結果をもとに必要な治療を行っています。
蜂窩織炎	抗菌薬による薬物療法など診断結果をもとに必要な治療を行っています。

令和6 年度算定状況

算定月 / 診断名		肺炎	尿路感染症	带状疱疹	蜂窩織炎	計
4月	人数	1	3	0	0	4
	日数	1	9	0	0	10
5月	人数	0	1	0		1
	日数	0	4	0	0	4
6月	人数	0	1	0	0	1
	日数	0	4	0	0	4
7月	人数	0	5	0	0	5
	日数	0	27	0	0	27
8月	人数	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0
9月	人数	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0
10月	人数	0	2	0	0	2
	日数	0	11	0	0	11
11月	人数	0	5	0	0	5
	日数	0	25	0	0	25
12月	人数	0	3	0	0	3
	日数	0	14	0	0	14
1月	人数	0	4	0	0	4
	日数	0	19	0	0	19
2月	人数	0	3	0	0	3
	日数	0	14	0	0	14
3月	人数	0	4	0	0	4
	日数	0	18	0	0	18
計	人数	0	31	0	0	32
	日数	0	145	0	0	146